

複数のうずらに異常な症状がみられた場合は、
飼育場への人の訪問等を自粛し、
下記のいずれかの機関へ連絡してください。

① お近くの家畜保健衛生所

② 地元の市町村役場

高病原性鳥インフルエンザの発生
予防のために、うずらが鶏、野鳥、
ネズミ等と接触しないように飼育
しましょう。



高病原性鳥インフルエンザから うずらを守るために



社団法人中央畜産会衛生指導部

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2第2ディーアイシービル9階
TEL 03 (6206) 0832 FAX 03 (3256) 9311

平成21年10月
社団法人中央畜産会



うすらの生理的特性と飼養管理の特徴

- ① うすらのふ卵期間は17日で、ふ化したひなは体が小さく(約7g)寒さに弱いので温湿度管理に注意する必要があります。
- ② 産卵は40日齢前後から開始し、約10ヶ月間80%程度の産卵率を維持します。小さい体で大きな卵を産むため、適正な栄養管理は重要で、特に粗たん白質含量を多くする必要があります。
- ③ 驚くと、高く飛び上がる性質があるため飼育ケージの高さは12cmほどにおさえ、頭部の負傷を防ぐ必要があります。
- ④ 飼育方法は一羽あたりの飼育床面積が70cm²程度の産卵用飼育箱(群飼:一箱約30羽)を8から10段積みにする方式が一般的です。給餌・集卵・除糞が機械化され作業性が向上したことにより、省力的、集約的に飼育されています。



写真:多段式ケージにて飼育されているうすら



高病原性鳥インフルエンザってどんな病気ですか?

- ① 高病原性鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザの中でも特に病気を起こす力が強い種類のウイルスによって起こる病気です。このようなウイルスに感染した鳥は元気がなくなり、多くの場合死亡してしまいます。
- ② 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、この病気の発生地域からカモなどの渡り鳥によって持ち込まれ、これらの糞などを介して様々な種類の野鳥や野生動物にうつり、感染が拡大していきます。
- ③ なお、わが国では、法律上H5とH7タイプのウイルスをすべて高病原性鳥インフルエンザと位置づけ、防疫措置が講じられています。

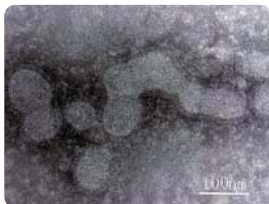


写真:電子顕微鏡でみた鳥インフルエンザウイルス。



うすらと高病原性鳥インフルエンザ

- ① うすらは高病原性鳥インフルエンザをはじめとする鶏の病気の原因となる様々な病原体に感染します。
- ② 2009年2～3月に愛知県豊橋市で発生したうすらの高病原性鳥インフルエンザは、うすらを殺さない弱毒タイプのH7N6亜型ウイルスによるものでしたが、このウイルスは強毒タイプのウイルスに変異する可能性があるものでした。
- ③ 強毒タイプのウイルスに感染すると、うすらの死亡率は大変高くなります。

高病原性鳥インフルエンザからうすらを守るためのポイント

ウイルスの侵入・発生防止のために

1. 人・器材の移動の際の消毒の徹底

- 農場への人や車両・器材等の出入りに際しての消毒を徹底するため、踏み込み消毒槽、手指用消毒器、動力噴霧器を設置しましょう(写真A)。
- 舍外からの汚れを舍内に持ち込まないように、うすら舎専用の衣服と長靴を着用しましょう。



写真A:長靴の消毒槽の設置



写真B:うすら舎に張られた防鳥用金網

2. 野鳥・野生動物のうすら舎への侵入の防止

- うすら舎には2cm角以下の網目の防鳥ネットや金網を設置して、野鳥・野生動物の侵入を防止しましょう(写真B)。ネズミを見つけたら、捕獲装置の設置や殺鼠剤の使用などにより駆除しましょう。

3. 飲用水の汚染による侵入の防止

- 飲み水として水道水以外を使用する際には、うすらが飲むときの遊離塩素(有効塩素)濃度が0.1ppm以上含まれていることを定期的に確認しましょう。

4. 定期的なうすら舎の消毒の実施

- 定期的にうすら舎の内外を消毒し、病気を起こす病原体をなくすようにしましょう。

5. 死亡うすら及び排せつ物の処理

- 死亡うすらは病原体を拡散させるおそれがあるので、適切に処理しましょう。
- 排せつ物は発酵処理等により温度を上げて病原体を死滅させましょう。排せつ物処理施設には野鳥などが入らないよう防鳥ネットを張りましょう。



より衛生的な取り組みのために実施したいポイント

1. オールイン・オールアウトの実施

- 病原体を農場内に常在化させないためにも、ひなの導入時期を一時期に集中させるなどの工夫により、空舎期間を作るとともに、舎内外の消毒の徹底に努めましょう。

2. 清浄ひなの供給体制の構築

- 種うすらの飼育、ふ化業務、コマーシャルうすらの飼育、廃うすらの処理業務等について、作業動線(ルート)が交差しないように改善したり、施設を分離することにより、伝染病の伝播リスクの低い清浄ひなの供給体制を構築しましょう。

もし発生があった場合や疑われる場合は

- 近隣で高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合には、飼養衛生管理の徹底に努め、うすら、鶏等の飼養関係者との接触を自粛しましょう。
- 飼っているうすらが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染したと疑われる場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出て、指導を受けて下さい。